新政無所属の会

市民の安全安心を守るために

中村　和広

Q 消防団活動について、①防火服の配備されている分団と配備されていない分団があるが、防火服の意義と配備基準は。②団員の負担を軽減するためにも灰掻き作業をスムーズに行えるように改善できないか。

A ①防火服は、消火活動に当たる団員を守るために必要な装備であると認識しています。市の配備基準は、現在のところありませんので、消防団幹部会において、その基準の制定に向けて検討を行っています。市としても、危険な現場へ出向くことから、装備を整えていく方向で考えています。

②灰掻きについては、消防署と警察署が主体となって火災原因を調査するために実施されるものです。火災鎮火後、警察署員、消防署員および消防団幹部が協議を行い、灰掻きに必要な団員数や集合時間を決定されることから、今後は団員の負担が軽減されるように、関係者で協議していただく必要があると考えます。

Q 避難所に指定されている小中学校の体育館には空調設備がないが、避難所の空調の現状は。

A 空調設備を有している施設は、市指定避難所88か所のうち、81か所です。小中学校体育館31か所のうち、空調設備を有しているのは、湖東中学校体育館のみです。

日本共産党議員団

R5年産米の減収対策は？

廣田　耕康

Q 異常気象の下、「例年1反8俵はあるのに今年は5俵」「例年1等なのに今年は2等」など各地で被害が出ている。来年以降も被害が予想され離農に拍車がかかると心配するが、①被害の実態、原因、対策は。②異常気象に対応する品種改良や収入保険などの拡充は。

A ①滋賀県の作況指数は97で、1等米比率は昨年比で10・6ポイント減。原因は猛暑による生育不良や害虫の発生などです。猛暑が原因のため農家への直接支援は困難と考えています。②暑さに強い「みずかがみ」や新品種「きらみずき」の作付拡大を図っていきます。共済組合に収入保険の加入要件見直しや掛金軽減を要望しています。

Q 農林水産省は農業の継続は国民にお金で買えない『めぐみ』をもたらすと、中山間地域等直接支払交付金（以下、中山間交付金）などの支援をしている。中山間交付金では急傾斜地に反21000円、緩傾斜地に反8000円が交付されるが、①本市が緩傾斜地に助成しない理由は。②大津市など7市町は緩傾斜地に助成をしており、本市の該当農家は不公平になるのでは。

A ①急傾斜につながる緩傾斜地の集落と緩傾斜地のみの集落とに不公平が出るからです。②本市と同対応の市町もあり、今後の国の動向を注視します。

中山間地域制度の活用状況

	急傾斜	緩傾斜
大津市	活用	活用
栗東市	活用	**不活用**
甲賀市	活用	活用
湖南市	活用	**不活用**
東近江市	活用	**不活用**
日野町	活用	**不活用**
愛荘町	活用	活用
多賀町		活用
米原町	活用	活用
長浜町	活用	活用
高島町	活用	活用

急傾斜：20分の1勾配
緩傾斜：100分の1の勾配

日本共産党議員団

国保の都道府県単位化は弊害だ

山中　一志

Q 平成30年に国民健康保険の都道府県単位化がスタートし、滋賀県国民健康保険運営方針が示され、基本理念として持続可能な国民健康保険の運営が掲げられているが、現状について、①第3期滋賀県国民健康保険運営方針の策定状況、公表時期およびその内容は。②保険料水準統一の時期、予想される料金などは。

A ①現在の策定状況は、11月30日に滋賀県国民健康保険市町連携会議において運営方針案の提案がありました。

主な内容は、保険料水準の統一時期が原則令和9年度と明記されたほか、国保基幹システムの標準化、データヘルス計画に基づく保健事業の実施などです。

公表については、12月11日に滋賀県国民健康保険運営協議会、14日に滋賀県議会常任委員会において運営方針案の説明、その後のパブリックコメントを経て、3月の予定です。

②令和9年度を目標年度とし、市町の個別事情を考慮して、移行期間を11年度まで設けることで調整されています。予想される料金などは、運営方針案の保険料水準統一のイメージにおいて上昇する見込みであり、それに伴い本市の標準保険料率も上がる可能性があります。どの程度上昇するかについては、不確定要素があるため正確な金額を申し上げることはできません。

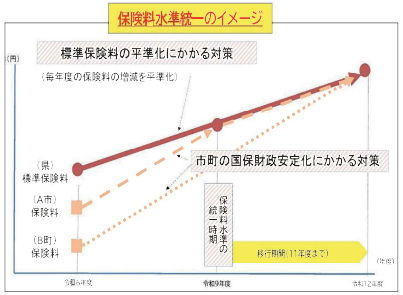

（保険年金課・保険料課作成資料）

日本共産党議員団

給食費は値上げより無償化を！

田郷　正

Q 本市は4月から「学校給食費の値上げ」を検討している。全国では給食費無償化が広がっている中での値上げは市民の理解が得られないと考えるが、①なぜ値上げを諮問したのか。②補正予算案では一般財源から賄い材料費が計上されている。一般財源対応が可能ではないか。③無償化へ踏み出す考えは。

A ①著しい食材費高騰で適正な献立内容を維持することが非常に困難と判断しました。②今回は緊急的な措置です。③給食費は法令上、原則保護者が負担するものと定められており、無償化は考えていません。

Q 小椋市長の「不登校は子どものわがままと、「不登校の大半は親の責任」などの発言は子どもの基本的人権を侵害し、不登校の子どもを持つ保護者を深く傷つける発言であると考えるが、①発言の撤回をしない理由を明確にすべきでは。②保護者などへの経済的援助は考えているのか。

A ①保護者や子ども達、関係者の方々を傷つけることになったことをお詫び申し上げます。

発言は国や県に義務教育はどうあるべきか、学校以外の学びの場をどう位置付けるのかを問題提起したもので、取り消すべきものではないと考えています。②制度設計がまだ不十分であり現段階で経済的援助の適否の判断は困難です。

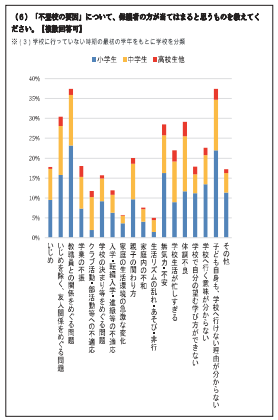

先輩ママたちが運営する不登校の道案内サイト「未来地図」より（https://miraitizu.com/）